

利根町告示第29号

平成25年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月24日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成25年6月3日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成25年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6. 3	月	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	6. 4	火	休 会	議案調査	
3	6. 5	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	6. 6	木	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
5	6. 7	金	本 会 議	一般質問（1人）	午後1時
6	6. 8	土	休 会	議案調査	
7	6. 9	日	休 会	議案調査	
8	6. 10	月	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成25年第2回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成25年6月3日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君
7番	白旗修君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

8 番	井 原 正 光 君
9 番	今 井 利 和 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成25年6月3日（月曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

追加日程第6 井原正光君の議会運営委員辞任の件

追加日程第7 議会運営委員の選任

追加日程第8 井原正光君の放射能等災害対策特別委員辞任の件

追加日程第9 放射能等災害対策特別委員の選任

日程第3 報告第1号 平成24年度利根町一般会計繰越明許費について

日程第4 報告第2号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

日程第5 議案第24号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第7 議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第8 議案第27号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 議案第28号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 日程第10 議案第29号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
- 日程第11 議案第30号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第12 議案第31号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第13 議案第32号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 追加日程第6 井原正光君の議会運営委員辞任の件
- 追加日程第7 議会運営委員の選任
- 追加日程第8 井原正光君の放射能等災害対策特別委員辞任の件
- 追加日程第9 放射能等災害対策特別委員の選任
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 議案第24号
- 日程第6 議案第25号
- 日程第7 議案第26号
- 日程第8 議案第27号
- 日程第9 議案第28号
- 日程第10 議案第29号

- 日程第11 議案第30号  
日程第12 議案第31号  
日程第13 議案第32号  
日程第14 議案第33号  
日程第15 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回利根町議会定例会を開会します。

会議に入る前に平成25年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した課長を紹介します。

住民課長井原有一君。

○住民課長（井原有一君） おはようございます。

4月1日付をもちまして住民課長を拝命しました井原有一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成25年2月分から平成25年4月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

8番 井原正光君

9番 今井利和君

を指名します。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの通算8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの8日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

---

○議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） おはようございます。

それでは、総括説明を行います。

平成25年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多様中の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端等を申し上げます。

まず、昨今の国内の経済や雇用情勢について触れますと、内閣府は5月の月例経済報告の基調判断では、雇用や所得環境など先行き等への注意を促しながらも、景気は緩やかに持ち直しているとしております。政府は日本経済を大胆に再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに、成長と富の創出の好循環へと転換し、強い経済を取り戻そうとさまざまな対策を講じているところであります。

そして、最近の円高是正や株価の回復、輸出環境の改善などに伴う経済改善の兆しを確かなものにつなげようと、平成24年度補正予算を含めた緊急経済対策の実行に向け、その進捗管理の徹底と平成25年度当初予算や関連法案の早期成立に努め、平成25年度当初予算については去る5月15日に成立を見たところでございます。

最近の雇用情勢を見ますと、総務省が最近発表した4月の完全失業率は4.1%で、前月と比べ横ばいでしたが、一方、厚生労働省が発表した4月の有効求人倍率は前月より0.03ポイント上昇し0.89倍と、2カ月連続で改善し、リーマンショック前の平成20年7月以来の高水準となっている状況であります。

また、最近の茨城県内の経済情勢ですが、関東財務局の総括判断によりますと、弱さが残るもののおおむね横ばい、先行きについては海外経済の状況改善や各種の政策効果により回復へ向うことが期待されるとしており、県内の経済情勢も回復への期待感から上向き傾向があらわれ始めていることを感じることができます。

こうして円安や株高により、現在、景気回復感が上昇しておりますが、一方で必ずしも雇用に結びついていないとの見方も強く、また、ふだんの生活面でも回復の実感はまだ乏しいものがあり、今後も予断を許さない状況が続くものと認識しているところであります。

こうした社会情勢の中、当町におきましては引き続き3・11東日本大震災の復旧・復興支

援に当たるとともに、町民の皆様方の生活に密着した各種事業を展開しているところでございます。

平成25年度がスタートし2カ月が経過したところでございますが、ここで当町における主な事業の進捗状況などについて申し上げます。

先週関東地方も梅雨入りをしましたが、これから本格的に暑い夏を迎えようとしております。初めに、子育て支援関係では、放課後児童対策事業、児童クラブでございしますが、各小学校の教室等に空調機を設置することで、子供たちへの快適な生活空間や学習環境の確保に努めております。この空調機設置工事につきましては、既に発注を済ませておきまして、現在、設置工事を進めているところでございます。

また、小中学校施設の維持補修関係では、布川小学校におきまして図書室の空調機設置工事と、調理中の食品の安全性を確保する機器、給食真空冷却機の設備整備を、また、利根中学校におきましても同様に図書室の空調機設置工事と給食真空冷却機の設備整備を予定しており、現在、その準備を進めているところであります。

先月5月16日ですが、東京電力竜ヶ崎支社よりことしの夏の需給見通しの説明を受けております。平年並みの気温の場合は安定供給を確保できる見通しということでありましたが、電力不足による社会への影響や不安は依然として残っており、役場などの公共施設におきましてはもちろんのこと、本年も昨年に引き続き無理のない範囲内の節電や省エネに努めてまいりたいと考えております。

次に、母子保健事業に触れますが、本年度から新たに5年間にわたり合計10回、1回につき5万円を上限に助成金を支給する不妊治療費助成事業を開始したところでありまして、さらなるこの事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、風疹につきましては9年ぶりの流行となっており、全国ではことし1月1日から5月1日までに5,442名、茨城県におきましてはことし1月1日から4月24日までに58名、そしてこの竜ヶ崎保健所管内におきましては、ことし1月1日から5月24日までに11名の風疹患者の報告があったところでございます。

妊娠中の女性が風疹にかかると、お子さんに先天性風疹症候群などの障害が残る可能性があります。妊婦の風疹感染を予防するために、利根町におきましては、ことし4月1日にさかのぼり風疹予防接種費用の補助を開始したところでございます。

続いて、鳥インフルエンザ対策関係に触れますと、5月15日現在、中国及び台湾で131人の感染が確認され、うち35人が死亡したと報じられております。特措法の制定に伴い、今後、国から緊急事態宣言が発令された場合には、本町の新型インフルエンザ対策本部を設置し、国内発生期以降は、昨年改定した利根町新型インフルエンザ行動計画に基づき対応を図っていきたいと考えております。

既に4月5日でございますが、鳥インフルエンザの発生について町のホームページに掲載しているところでございます。今後は状況に応じメール配信や広報とね、さらに緊急時



には防災行政無線を使用し、住民の皆様へ必要な情報を提供していきたいと考えております。

次に、自然環境の保全や安全、省エネの面では、昨年度、町内の防犯灯約1,150基をLEDに交換いたしました。

また、国の100%補助で庁舎議会棟の屋上に太陽光パネルを設置するなど、省エネ対策やエコ対策にも力を入れてきたところでございます。

また、桜つつみ保存会や利根町ネットワーク協議会の方々のご協力をいただきながら、利根川堤防上の桜並木の育成等にも努めているところでもございます。

立木地内の町有地約6ヘクタールに進めているメガソーラー事業につきましては、国の設備認定や東京電力との受給契約は既に済んでおり、キロワット時当たり42円で20年間の固定価格での買い取りは確定しております。当初のスケジュールよりおくれておりますが、現在、シャープとは土地貸付料交渉の最終詰め段階に入っております。今後の工事スケジュールの関係もありますので、7月初旬までには土地賃貸借契約を締結したいと考えております。準備が整い次第、関係議案のご審議をお願いしたいと思っております。

続きまして、日本ウェルネススポーツ大学関連について申し上げますと、現在の大学の在籍者数は、留学生を含め全校生徒で263名となっております。この2カ月でまた中途入学がありまして、254名から9名プラスとなっております。学生がふえ、町内の店舗にも学生が来てくれるようになり、店先にもぎやかになって大変喜んでいるとの話を伺っております。今後も引き続き大学との連携強化に努めていきたいと考えております。

次に、旧利根中学校跡地第1グラウンドの暫定活用について申し上げます。旧利根中学校跡地第1グラウンドの利活用については、本年3月末、土地利活用推進協議会から活用提案をいただきました。この活用提案には、現状のグラウンド状態を早急に改善し、暫定的でも開放すべきであるとの提案が示されております。この提案に基づき、開放に向けた必要最低限の整備を実施するため、今期定例会に補正予算を計上したところでもございます。活用案の検討に当たりましては、町民の皆様からのアンケートや1年間にわたる土地利活用推進協議会でのご審議など、この場をおかりして改めて厚く御礼を申し上げます。

次に、空き家等の適正管理に向けた条例の整備状況に触れますが、条例の整備に向け、これまで庁内会議を2回開催しております。先月は他の自治体を視察訪問し、条例制定に向け準備を進めているところでございますが、今後もさらなる調査研究を行い、遅くとも年内には空き家等の適正管理に向けた関係条例を作成し、議会に上程したいと考えております。

続きまして、町道の整備関係では、都市再生整備計画事業でございますが、現在、交付申請書を国に提出し、交付決定を受けまして各業務を発注するところでございます。

また、公共土木施設災害復旧工事でございますが、町道104号線押付新田、新田橋、学校橋間でございますが、延長80メートル及び町道2316号線羽中浄化センター西側の外周道路

延長150メートルの工事につきましては、業者が決まり、今後工事に着手してまいりたいと思っております。

最後に県への要望活動に触れますが、県町村会長を通じまして3点ほど重要事項を要望しております。

1点目は、1級河川である新利根川の河川改修整備促進の件、2点目は、主要地方道である美浦栄線バイパスの整備促進の件、3点目は、こちらも主要地方道であります、取手東線バイパスの整備促進の件について、去る5月14日でございますが、要望を行いましたので、ここに一言ご報告を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、現在の町政の一端等につきまして申し上げましたが、福祉や医療、子育て支援、さらには農地整備、都市生活基盤づくりなど、こうした事業のほかにも地域医療や環境、廃棄物減量、そして商業の活性化、教育の充実など重要な課題が山積しております。

また、将来、東海、東南海、南海トラフ等の大地震や首都圏直下型の大震災が起こるとも言われております。さきの大震災の教訓を踏まえ、少しでも被害が抑えられるよう防災体制の見直し、強化を図る必要性もございます。

町民の皆様方のご要望等をお聞きしながら、必要性や緊急性、さらに費用対効果等も十分に検討しながら町政の運営に当たっていききたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様方には今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日、提案いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が2件、専決処分が8件、条例改正が1件、補正予算が1件の合計12件のご審議をお願いするものであります。

報告第1号は、平成24年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は平成24年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第24号は利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第25号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第26号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第27号は利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第28号は平成24年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、議案第29号は平成24年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、議案第30号は平成24年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第31号は平成25年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号は利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてで、

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例で引用する条項を改める必要があるので提案するものであります。

議案第33号は平成25年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,255万3,000円を追加し、総額を51億4,116万4,000円とするものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

ここで日程第3、報告第1号に入る前に皆様へ申し上げます。

私、一身上の都合により議長職を辞職したく、本日付をもって副議長に辞職願を提出しました。

本席を副議長と交代いたします。

〔議長五十嵐辰雄君退席、副議長白旗 修君着席〕

○副議長（白旗 修君） ただいま議長の辞職願が提出されましたため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

報告のとおり、議長五十嵐辰雄君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

---

○副議長（白旗 修君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐辰雄君の退場を求めます。

〔議長五十嵐辰雄君退場〕

○副議長（白旗 修君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○副議長（白旗 修君） お諮りします。

五十嵐辰雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 異議なしと認めます。したがって、五十嵐辰雄君の議長の辞職

を許可することに決定しました。

五十嵐辰雄君の入場を求めます。

〔12番五十嵐辰雄君入場〕

○副議長（白旗 修君） ここで、前議長の五十嵐辰雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

12番五十嵐辰雄君。

〔12番五十嵐辰雄君登壇〕

○12番（五十嵐辰雄君） 議長にさせていただきますと丸2年が過ぎました。議員の皆さん、執行部の皆さんには大変お世話さまになりました。その間、私は議会基本条例を常に座右の銘として議会運営に努めてまいりました。

議会基本条例の制定を振り返りますと、私ども議員は3年にわたり先進的な自治体への視察研修、勉強会、住民説明会の開催等を行い、議会基本条例の必要性を議論してまいりました。そして、平成23年4月1日に施行になり、県内の自治体としては先駆ける条例でありました。条例の規定に基づき、議会運営並びに年1回の議会報告会を開催しました。

その間、課題や問題点をよく検証しながら改善を重ねてまいりました。議会基本条例を制定した意義を町民にご理解いただき、町民に開かれた議会づくりに腐心いたしました。

昨年4月に開学した日本ウェルネススポーツ大学は、大学のある利根町の誇りとして大学、住民、行政が一体となり町の成長発展の原動力になるものと期待をしております。

国は環太平洋経済連携協定TPPに加盟する交渉を表明し、農産物は例外条件としたが、町の基幹産業は農業であるので、交渉の前提条件を必ず堅持してほしいと思います。

これからも新しい議長、副議長を中心として利根町議会がますます発展していただきますよう、ぜひお願いいたします。

私の辞任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（白旗 修君） 発言が終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

○副議長（白旗 修君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推薦の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、

お伺いします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 投票との発言がありますので、選挙の方法は投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（白旗 修君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に新井邦弘君、花嶋美清雄君、船川京子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔書記投票用紙を配付〕

○副議長（白旗 修君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○副議長（白旗 修君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（酒井賢治君）

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	新 井 邦 弘	議員
2	番	花 嶋 美清雄	議員
3	番	船 川 京 子	議員
5	番	守 谷 貞 明	議員
6	番	坂 本 啓 次	議員
7	番	高 橋 一 男	議員
8	番	井 原 正 光	議員
9	番	今 井 利 和	議員
1 0	番	若 泉 昌 寿	議員
1 1	番	白 旗 修	議員
1 2	番	五十嵐 辰 雄	議員

○副議長（白旗 修君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白旗 修君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

新井邦弘君、花嶋美清雄君、船川京子さん、開票の立ち会いをお願いします。

〔新井邦弘君、花嶋美清雄君、船川京子君立ち会いの上開票〕

○副議長（白旗 修君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

井原正光君 6票

今井利和君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、井原正光君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（白旗 修君） ただいま議長に当選された井原正光君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定にしたがって当選の告知をします。

当選された議長のあいさつをお願いします。

議長井原正光君。

〔議長井原正光君登壇〕

○議長（井原正光君） 皆さん、こんにちは。このほど皆様方の賛同を得まして議長に就任をいたしました井原正光でございます。

温厚篤実な五十嵐前議長の比ではございませんけれども、しっかりと議長の使命を果たしていきたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

さて、少し申し上げますが、議会の使命について改めて再認識し、そして議会の活性化を図ってまいりたいと考えます。

議会は地方公共団体の意思決定をする機関でございます。議会に提案された条例等を審議し、表決は住民の立場に立って真剣に政策決定をいたします。住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断するわけでございますが、それは憲法第15条にも規定されておりますように、公務員は全体の奉仕者であり一部の奉仕者ではないからであります。

次に、議会がそのように意思を決定した施策を中心に執行機関が行うわけでございますが、その行政運営が、あるいは事業の実施が、適法あるいは適正に、公平に執行されているか、それらを正しく批判し、また、監視することが議会の使命であると感じます。

地方公共団体の意思を決定する、その決定が住民のために執行されているのか、常に我々

議会は監視を続けること、その再認識をし今後議会運営を進めてまいりたいと思います。

蛇足ではございますが、与党、野党の区別なく、与党だから現体制に対する意見は申し上げないというのではなく、全体の奉仕者として我々は活動をし続けていきたいと、このように考えますので、前任者同様、ひとつ皆様方のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（白旗 修君） これで地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務は終了いたしました。

本席を議長と交代いたします。

〔副議長白旗 修君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） 日程第3、報告第1号に入る前にご報告を申し上げます。

副議長白旗 修君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、白旗 修君の退場を求めます。

〔副議長白旗 修君退場〕

○議長（井原正光君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○議長（井原正光君） お諮りいたします。

白旗 修君の副議長の辞職を許可することにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、白旗 修君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

白旗 修君の入場を求めます。

〔11番白旗 修君入場〕

○議長（井原正光君） ここで、前副議長の白旗 修君から発言を求められておりますので、これを許します。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

○11番（白旗 修君） 2年間、副議長として皆様とご一緒に議員活動をしてまいりました。議員の皆様、そして執行部の皆様にはいろいろとありがとうございました。

私はこの町をよくするために、執行部のしっかりした町政をやっていただくために、真剣な議論を、建設的な議論を今までやってきたつもりでございますし、これからもやっていきたいと思っておりますが、同時に議会基本条例というものがございます。私たちの議会も、先ほど前議長からも言及がありましたけれども、この議会基本条例を本当にその理念が実現できるように、これからも新しい議長、そして副議長が頑張ってくださいを切にお願いしたいと思っております。

まだまだ私たちの議会は、議会として十分にその機能を発揮しているとは思っておりません。ぜひそれを、町政とともに議会として頑張っていくというようなことをこれからも、私自身もやりますが、ぜひ議会のよりよき発展のために議長及び副議長になる方々に頑張ってくださいたいとお願いを申し上げる次第でございます。

どうも2年間ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

○議長（井原正光君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お諮りいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 投票との発言がありますので、選挙の方法は、投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（井原正光君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に守谷貞明



君、坂本啓次君、高橋一男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（井原正光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（井原正光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（酒井賢治君）

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	新	井	邦	弘	議員	
2	番	花	嶋	美	清	雄	議員
3	番	船	川	京	子	議員	
5	番	守	谷	貞	明	議員	
6	番	坂	本	啓	次	議員	
7	番	高	橋	一	男	議員	
9	番	今	井	利	和	議員	
10	番	若	泉	昌	寿	議員	
11	番	白	旗		修	議員	
12	番	五十	嵐	辰	雄	議員	
8	番	井	原	正	光	議員	

○議長（井原正光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

守谷貞明君、坂本啓次君、高橋一男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔守谷貞明君、坂本啓次君、高橋一男君立ち会いの上開票〕

○議長（井原正光君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

若 泉 昌 寿 君 7票

守 谷 貞 明 君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、若泉昌寿君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（井原正光君） ただいま副議長に当選されました若泉昌寿君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された副議長のあいさつをお願いいたします。

副議長若泉昌寿君。

〔副議長若泉昌寿君登壇〕

○副議長（若泉昌寿君） ただいまは副議長にご推薦いただきました若泉昌寿でございます。

私は4年前、議長として2年間務めさせていただきました。その中で五十嵐前議長、また白旗前副議長もおっしゃっていましたが、私がちょうど議長のときに議会基本条例を制定いたしました。その後、五十嵐前議長が真剣にこの議会基本条例に取り組んでいただきまして、また、前副議長も当然のことですが、今、一生懸命議会活動をしているところでございます。

しかしながら、先ほど前副議長がおっしゃっていましたが、まだまだ完全ではない、そういうお話がありました。確かにそうです。ですから、これから議員の皆さんと一緒にこの利根町住民のために頑張っていきたい、そのように思います。

それから、最後になりますが、私は副議長として議長を補佐してこれから一生懸命頑張っておりますので、皆さん、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 副議長のあいさつが終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

正副議長の決定により議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに行うことに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。その議席番号及び指名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、変更の議席のみ朗読いたします。

7	番	白旗	修	議員
8	番	高橋	一男	議員
10	番	五十嵐	辰雄	議員
11	番	若泉	昌寿	議員
12	番	井原	正光	議員

以上、議席の移動をお願いします。

○議長（井原正光君） それでは、事務局長の朗読のとおり議席の移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

---

午前11時27分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様へ申し上げます。私、一身上の都合により議会運営委員を辞任したく、委員会条例第11条第2項の規定により申し出ます。本席を副議長と交代いたします。

〔議長井原正光君退席、副議長若泉昌寿君着席〕

○副議長（若泉昌寿君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

報告のとおり、井原正光君から議会運営委員の辞任の申し出がありました。

お諮りします。

井原正光君の議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、井原正光君の議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長（若泉昌寿君） 追加日程第6、井原正光君の議会運営委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により井原正光君の退場を求めます。

〔12番井原正光君退場〕

○副議長（若泉昌寿君） 井原正光君から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

井原正光君の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、井原正光君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

井原正光君の入場を求めます。

〔12番井原正光君入場〕

○副議長（若泉昌寿君） これで地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務は終了いたしました。

本席を議長と交代いたします。

〔副議長若泉昌寿君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） ただいま議会運営委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名をいたします。

議会運営委員に坂本啓次君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した坂本啓次君を選任することに決定いたしました。

皆様へ申し上げます。私、一身上の都合により放射能等災害対策特別委員を辞任したく、委員会条例第11条第2項の規定により申し出ます。本席を副議長と交代いたします。

〔議長井原正光君退席、副議長若泉昌寿君着席〕

○副議長(若泉昌寿君) 地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。  
報告のとおり、井原正光君から放射能等災害対策特別委員の辞任の申し出がありました。  
お諮りいたします。

井原正光君の放射能等災害対策特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(若泉昌寿君) 異議なしと認めます。したがって、井原正光君の放射能等災害対策特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○副議長(若泉昌寿君) 追加日程第8、井原正光君の放射能等災害対策特別委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により井原正光君の退場を求めます。

〔12番井原正光君退場〕

○副議長(若泉昌寿君) 井原正光君から一身上の都合により放射能等災害対策特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

井原正光君の放射能等災害対策特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(若泉昌寿君) 異議なしと認めます。したがって、井原正光君の放射能等災害対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

井原正光君の入場を求めます。

〔12番井原正光君入場〕

○副議長(若泉昌寿君) これで地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務は終了いたしました。

本席を議長と交代いたします。

〔副議長若泉昌寿君退席、議長井原正光君着席〕

○議長(井原正光君) ただいま放射能等災害対策特別委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

放射能等災害対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井原正光君) 異議なしと認めます。したがって、放射能等災害対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 追加日程第9、放射能等災害対策特別委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名いたします。

放射能等災害対策特別委員に若泉昌寿君を指名したいと思えます。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました若泉昌寿君を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午後 零時05分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に議会運営委員会と放射能等災害対策特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

また、総務産業建設常任委員会が開かれ、委員長の私が委員長辞任の申し出をいたしました。それが許可されたために新たに委員長及び副委員長の互選が行われました。

各委員会から、互選の結果の報告を求めます。

まず、議会運営委員若泉昌寿君。

〔議会運営委員若泉昌寿君登壇〕

○議会運営委員（若泉昌寿君） それではご報告いたします。

ただいま全員協議会を開きまして議会運営委員会の委員長を坂本啓次議員に決定いたしました。副委員長につきましては、今まで白旗 修議員が副委員長でしたので、そのままでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、放射能等災害対策特別委員若泉昌寿君。

〔放射能等災害対策特別委員若泉昌寿君登壇〕

○放射能等災害対策特別委員（若泉昌寿君） 放射能等災害対策特別委員会委員長が欠けておりましたので、ただいま全員協議会を開きました。その結果、委員長に花嶋美清雄議員、副委員長に船川京子議員が選任されました。

報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、総務産業建設常任委員新井邦弘君。

〔総務産業建設常任委員新井邦弘君登壇〕

○総務産業建設常任委員（新井邦弘君） それでは、総務産業建設常任委員会からご報告いたします。

委員長に坂本啓次議員、副委員長には高橋一男議員が選ばれました。

- 議長(井原正光君) 各委員会の委員長及び副委員長は委員会報告のとおりであります。  
ここで各委員長のあいさつをお願いいたします。  
まず、議会運営委員長坂本啓次君。

[議会運営委員長坂本啓次君登壇]

- 議会運営委員長(坂本啓次君) ただいま皆さんによって選ばれました議運委員長を承りました坂本でございます。

利根町議会の適正な運営を行っていきたくと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

- 議長(井原正光君) 次に、放射能等災害対策特別委員長花嶋美清雄君。

[放射能等災害対策特別委員長花嶋美清雄君登壇]

- 放射能等災害対策特別委員長(花嶋美清雄君) ただいま放射能等災害対策特別委員会の委員長に選出されました花嶋美清雄でございます。

放射線の数値は下がっておりますが、今後も委員会の中で引き続き話し合っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 議長(井原正光君) 次に、総務産業建設常任委員長坂本啓次君。

[総務産業建設常任委員長坂本啓次君登壇]

- 総務産業建設常任委員長(坂本啓次君) 全協で、私が今まで副委員長をやっておりましたので引き続き委員長という推薦がございましたので、快く受けました。

皆様のご協力をいただければ最善を尽くしていきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

- 議長(井原正光君) あいさつが終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後零時10分休憩

---

午後1時40分開議

- 議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 議長(井原正光君) 日程第3、報告第1号 平成24年度利根町一般会計繰越明許費について及び日程第4、報告第2号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についての報告を求めます。

まず、報告第1号について、企画財政課長秋山幸男君。

[企画財政課長秋山幸男君登壇]

- 企画財政課長(秋山幸男君) それでは、報告第1号 平成24年度利根町一般会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をするものでございます。

款2総務費、項2徴税費、事業名が税務訴訟事務費で、これは平成25年1月7日付課税台帳除外処分取消請求事件が水戸地方裁判所に提訴され、税務訴訟事務費として弁護士に事件の弁護を委託するための経費を見込んだもので、その訴訟が終わらないために予算額92万4,000円のうち36万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路橋梁関係共通費で、事業の内容は橋梁長寿命化計画と修繕計画を策定するものです。

次に、事業名が道路維持管理事業で、事業の内容は町道路面性状調査と修繕計画の策定をするものでございます。

次に、事業名が道路維持工事業で、事業の内容は町道2030号線の修繕工事を行うものでございます。

次に、事業名が街路灯管理事業で、事業の内容は道路照明施設の点検と修繕計画を策定するものでございます。

それぞれの事業が国の緊急経済対策事業の補正予算の対象事業で、平成24年度内に完了することができないために全額を繰り越すものでございます。

なお、金額、翌年度の繰越額及び繰越額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

○議長（井原正光君） 次に、報告第2号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、報告第2号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足説明いたします。

これは、地方自治法の規定によりまして報告するものでございます。

二つの事業がございまして、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金123万5,000円を繰り越しております。これは県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でありまして、県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰り越したものでございます。

次の大房地区污水管渠布設工事の3,100万円の繰り越しであります。これも24年度末に近く、国の緊急経済対策事業として補正予算で対応したもので、25年度に繰り越しまして事業を行うため繰り越したものでございます。

○議長（井原正光君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第24号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8、議案第27号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの4件を一括議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第24号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8、議案第27号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第24号及び議案第25号について、税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

○税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第24号 利根町税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり4月1日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第183回通常国会において法案提出されました地方税法の一部を改正する法律が本年3月29日に可決、4月1日から施行されたことに伴いまして、町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第1ページでございます。

最初に、第34条の7 寄附金税額控除の改正でございますが、これは平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税2.1%が課税されることに伴いまして、寄附金額のうち2,000円を超える額に復興特別所得税で課税となった部分も含めまして全額控除できるよう、ふるさと寄附金にかかる特例控除額を見直す改正でございます。

次に、第54条固定資産税の納税義務者等第5項の改正ですが、これは独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業等に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置廃止に伴う文言の削除でございます。当該事業の進捗により、今後の適用対象がなくなったことから廃止となったものでございます。

3ページに移りまして、3ページの第131条特別土地保有税の納税義務者等第4項の改正ですが、これは今申し上げました第54条第5項の改正と同様の内容でございます。

次に4ページでございます。

附則第3条延滞金の割合等の特例の改正でございますが、これは近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることにあわせて、地方税においても同様の見直しを行うものでございます。

平成26年1月1日以降より当分の間の措置としまして、特例基準割合の定義が改められまして、この定義が国内銀行の貸出約定平均金利プラス1%となりました。

現行年14.6%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合に見直すものでございます。

参考としまして、貸出約定平均金利の年平均が1%の場合、特例基準割合が2%となりまして、これに7.3%を加算しまして9.3%となりまして、年14.6%から年9.3%に見直すものでございます。

同様に、貸出約定平均金利が1%の場合、納期限の1カ月以内につきましては現行年4.3%が年3%に、還付加算金が現行年4.3%が年2%に見直すものでございます。

また、同条2項を追加しておりますが、これは附則第3条中、52条の文言の削除に伴いまして、第52条に規定する法人町民税に係る納期限の延長があった場合の延滞金の割合を特例基準割合とする旨の改正でございます。

次に、5ページに移りまして、附則第4条納期限の延長に係る延滞金の特例の改正は、特例基準割合の定義が変更になったこと等によりまして文言の整理でございます。

次に、6ページの附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例の改正は、租税特別措置法第40条第10項の新設に伴う引用条項の改正でございます。

次に、附則第7条の3の2個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の居住年については、現行平成25年までを平成29年までに改正しまして4年間延長となります。控除限度額も平成26年4月以降は現行の所得税の課税総所得金額等の5%最高9万7,500円から、7%最高13万6,500円に拡充するもので、所得税から控除仕切れなかった額を個人住民税から控除するものです。

また、控除期間についても4年間延長し、平成35年度までを平成39年度までとなりました。

次に、8ページでございます。

附則第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正は、平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されることに伴いまして、寄附金額のうち2,000円を超える額に復興特別所得税で課税となった部分も含めて全額控除できるよう、ふるさと寄附金に係る特例控除額を見直す改正でございます。

次に、附則第10条の2法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合の改正は、地域決定型地方税制特例措置、通常わがまち特例の特例割合を定める条文の改正でございます。

第1項は下水道除害施設が該当しまして、特例割合を4分の3といたしました。

第2項は雨水貯留浸透施設が該当しまして、特例割合を3分の2といたしました。

第3項は都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫が該当しまして、特例割合を3分の2と定めたものでございます。

この改正につきましては、昨年第2回定例会の時点で本町の固定資産税の賦課には該当しないため削除といたしましたが、県より条例化するようにとの指導がございまして、今回改正したものでございます。

次に、8ページから9ページにかけまして、附則第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正でございますが、

これは引用する租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、9ページから12ページでございますが、附則第22条の2東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、この見出し中、「延長」を「延長等」に改めております。

また、第1項の改正は、読み替え規定を表形式に整理した改正でございます。

次に、第2項の改正は、所有家屋が大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人に、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を拡大する改正でございます。

第3項の改正は、第2項新設に伴う項の移動及び文言の整理でございます。

次に、12ページから13ページでございますが、これは附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例第1項及び第2項の改正ですが、引用する地方税法附則第45条の5及び法附則第5条の4の2の項の繰り下げに伴う引用条項の整理でございます。

続きまして、議案第25号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。

1ページでございますが、新設の附則第2項ですが、見出しを「法附則第15条第37項の条例で定める割合」といたしまして、利根町税条例附則第10条の2第3項において改正したものでございます。これは地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の対象となりました土地再生特別措置法に規定する備蓄倉庫につきまして、都市計画税の課税標準の特例措置の割合を3分の2に定めた改正でございます。

次に、1ページから2ページですが、現行の附則第4項、第5項、第6項中、第2項を附則第3項に改めて項を繰り下げております。

3ページでは現行の附則第7項から附則第10項につきましても、第2項新設に伴う引用条項を整理し、項を繰り下げております。

また、専決処分書の裏ページの下から4行目ですけれども、4番、「この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）」と、法律番号が空白になっている箇所がございますが、これは現在国会で引用法令の審議中であるため、現時点では空白となっております。ただ今週中に決定する予定となっております。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第26号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第26号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が公布されたことに伴いまして、また利根町税条例の改正を受けましての改正でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

改正の内容でございますが、保険税の世帯別平等割に係る減額措置の特例延長の規定で、2人世帯の場合、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯、いわゆる特定世帯となるものについて、世帯割額を移行後の5年間に半分の2分の1にする軽減措置に加えまして、軽減割合を現在の半分となる4分の1として、軽減措置を3年間、6年目から8年目まで延長すること、並びに東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する規定において、今後は相続人も特例の適用を受けることができることとする改正でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

初めに、第5条の2国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定でございます。第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特例月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「第21条において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の6及び第21条において同じ。）」を加え、同条に3号として特定継続世帯1万6,120円を加えるものでございます。

次に、第5条の6は後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額の規定でございます。第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に3号として特定継続世帯4,120円を加えるものでございます。

3ページの方をお願いします。

次に、第21条は国民健康保険税の減額の規定で、第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改めまして、同号イに（ウ）として特定継続世帯1万1,290円を加えるものでございます。

次に、第21条第1号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに（ウ）として特定継続世帯2,890円を加えるものでございます。

4ページの方をお願いします。

次に、第21条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに（ウ）として特定継続世帯8,060円を加えるものでございます。

次に、第21条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに（ウ）として特定継続世帯2,060円を加えるものでございます。

5 ページの方をお願いします。

第21条第3号イ（ア）中、同じく「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに（ウ）として特定継続世帯3,230円を加えるものでございます。

次に、第21条第3号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに（ウ）として特定継続世帯830円を加えるものでございます。

次に、附則第15項につきましては東日本大震災に係る被災居宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でございますが、15項中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条につきましては施行期日で、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

第2条は適用区分でございますが、次項に定めるものを除き、改正後の利根町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税においては、なお従前の例によるものでございます。

第2条第2項は、新条例附則第15項の規定で、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第27号について、経済課長矢口 功君

〔経済課長矢口 功君登壇〕

○経済課長（矢口 功君） それでは、議案第27号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この条例につきましては、東日本大震災より被害を生じた中小企業者等の事業再生に機動的に対応できるよう、町長の承認により損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の全部または一部の放棄を認めるものとした条例でございますが、平成24年3月議会において議決をいただき制定したものでございます。

今回の改正につきましては、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律が平成25年3月6日に公布され、その施行期日を定めた政令が平成25年3月18日に施行されました。法の題名の改称及び機構の称号の変更に伴い、これを引用している町条例につきましても一部に改正が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明いたします。

第3条第5号中「株式会社企業再生支援機構が株式会社企業再生支援機構法」を「株式

会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第24号から議案第27号までの4件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第28号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてから日程第12、議案第31号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの4件を一括議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第28号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてから、日程第12、議案第31号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの4件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第28号及び議案第29号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第28号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成25年3月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告をし、ご承認を求めるため提案するものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17繰入金で512万3,000円を増額するものでございます。これは今回の歳出の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、その下の歳出でございます。

款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費で512万3,000円を増額するものでございます。これは平成23年度障害者医療費国庫負担金交付額の精算確定により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、超過交付となりました交付金を返還するため計上したものでございます。

続きまして、議案第29号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成25年3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認を得るため提案するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費でございます。

款 2 総務費、項 2 徴税费、事業名が税務訴訟事務費でございます。これは先ほど繰越明許費の報告のところでもご説明申し上げましたが、平成25年1月7日付で課税台帳除外処分取消請求事件が水戸地方裁判所に提訴され、税務訴訟事務費として経費を見込みましたが、平成24年度内にこの請求事件が終わらないことから翌年度に36万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、第 3 表地方債の補正でございます。

起債の目的は災害援護資金貸付債で、限度額の2,550万円を720万円減額いたしまして1,830万円とするものでございます。これは、貸し付け件数の確定によるものでございます。

次に、防災・安全交付金事業債で、限度額を1,820万円から700万円減額いたしまして1,120万円とするものでございます。これは起債対象が道路維持工事、町道2030号線の修繕工事のみになったことによるものでございます。

続いて、8 ページをお開き願います。

歳入でございます。

款 2 地方譲与税から、次のページになりますが、款 7 自動車取得税交付金までは、平成24年度の交付額の決定によるものでございます。

款 2 地方譲与税、項 1 自動車重量譲与税は696万8,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと670万6,000円の減額となっております。

次に、項 2 地方揮発油譲与税は34万6,000円の増額で、前年度と比較しますと3万9,000円の減額となっております。

款 3 利子割交付金は15万6,000円の減額でございます。こちらは前年度と比較しますと56万2,000円の減額となっております。

次に、款 4 配当割交付金でございますが92万1,000円の増額でございます。前年度と比較しますと16万1,000円の増額でございます。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は8,000円の増額でございます。前年度と比較しますと34

万6,000円の減額でございます。

次に、款6地方消費税交付金は350万5,000円の減額でございます。前年度と比較しますと164万1,000円の減額となりました。

次に、9ページで、款7自動車取得税交付金は479万8,000円の増額でございます。前年度と比較しますと561万4,000円の増額となっております。

続いて、款9地方交付税でございます。こちらは1億5,552万6,000円の増額でございます。これは普通交付税の追加分がございまして551万9,000円の増、そして特別交付税が総額で1億8,000万7,000円が交付されることになり、当初予算に3,000万円計上されておりましたことから差額を計上したものでございます。

内訳でございますが、通常分の特別交付税は9,535万1,000円で、震災復興のための特別交付税は8,465万6,000円でございます。この震災復興特別交付税には、町単独で事業を行いました放射能除染事業に係る経費が含まれてございます。これは今年3月に放射能除染事業についても災害復旧工事、原状に戻すという分類に該当するというので、放射能除染工事についても経費が認められたものでございます。

地方交付税総額では19億1,956万3,000円でございます。前年度と比較しますと5,035万3,000円の減額となっております。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金でございますが14万9,000円の減額で、前年度と比較しますと29万1,000円の減額となっております。

次に、款13国庫支出金は目5土木費国庫補助金で2,500万円の増額でございます。これは社会資本整備総合交付金で都市再生整備計画事業の町道112号線及び1003号線のほか、道路修繕工事などに対する交付額の決定によるものでございます。

次に、款14県支出金、目1総務費県補助金で416万8,000円の減額でございます。これは節3再生可能エネルギー導入促進事業費補助金で、これは議会棟の屋上につけました太陽光発電関係の補助金でございます。この事業費の確定によるものでございます。

続きまして、10ページまでになりますが、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で1億5,891万2,000円を減額するものでございます。これは震災特別交付税の決定や基金等を充てていました事業費の確定などによりまして基金に繰り戻すものでございます。

目3利根町公共公益施設維持整備基金繰入金は2,276万9,000円の減額、次のページの目4利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金は91万4,000円の減額、次に目7茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は515万7,000円の減額でございます。これは、それぞれの基金を充てておりました事業費が確定したことから、各基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、款19諸収入、目3雑入で337万3,000円を増額するものでございます。これは、説明にもございますが、オータムジャンボ宝くじの収益金に係る交付金の決定と東日本大震災復興宝くじの当選金の時効分の配分があったことによるものでございます。



続きまして、款20町債につきましては、先ほど地方債のところでご説明申し上げましたとおりでございます。

続いて、11ページでございます。

歳出でございますが、款2総務費、目5財産管理費で245万6,000円を減額するものでございます。これは庁舎太陽光発電設備設置工事の事業費の確定に伴うものでございます。

続いて、目7交通安全対策費については、財源内訳の変更となっております。

次に、款3民生費、目1児童福祉総務費については、利根町地域づくり特別対策事業基金へ基金から繰り入れをしております、事業費が確定しましたことから財源内訳の変更をするものでございます。

次に、同じく民生費の項3災害救助費でございます。こちらは720万円の減額でございます。これは災害援護資金貸付件数の確定に伴うものでございます。

次に、次のページまでになりますが、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費については、橋梁長寿命化計画策定事業が起債対象にならなかったために財源内訳の変更をするものでございます。

次に、目2道路維持費で1,240万3,000円を減額するものでございます。これは、道路維持工事事業及び浄化センター周辺生活環境施設整備事業の事業費の確定によるものでございます。

また、道路路面性状調査、修繕計画策定事業及び道路照明施設点検、修繕計画策定事業が起債対象にならなかったために財源内訳の地方債で540万円減額となっております、財源内訳を変更してございます。

次にまいりまして、款7土木費、目3下水道費で39万1,000円を減額するものでございます。これは羽中地区公共柵工事の事業費の確定により減額となったものでございます。

次に、款11諸支出金、目11利根町環境施設整備基金費で946万円を計上するものでございます。これは今回の補正予算で余剰額が生じたことから、今後の環境施設整備の財源に充てるため、利根町環境施設整備基金に積み立てをするものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第30号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第30号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について補足説明いたします。

これは地方自治法の規定によりまして専決処分しましたものを、規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお開きください。

歳入の目1一般会計繰入金と歳出の公共下水道建設事業費、ともに39万1,000円の減額であります。これは、歳出の工事費、いわゆる浄化センター周辺地域生活環境整備事業の工事費が確定したことによりまして、歳入の一般会計繰入金の基金からの繰入額を減額する

ものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第31号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第31号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成25年5月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告をし、ご承認を求めるため提案をするものでございます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金でございますが、100万円を増額するものでございます。これは、今回の歳出の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

続いて、その下になります歳出でございます。

款4衛生費、目2予防費で100万円を増額するものでございます。これは、冒頭、町長からもご発言がございましたが、全国的に流行しております風疹の感染予防といたしまして、妊娠初期の感染による先天性風疹症候群の発症を予防するために、妊娠を希望している女性やその配偶者を対象として、風疹ワクチンまたは麻疹と風疹混合ワクチンの接種に要する費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境を整えるための経費を見込んだもので、早急に事業を実施したいため計上したものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第28号から議案第31号までの4件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第32号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

福祉課長石塚 稔君。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第32号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

現行の附則第3項のアンダーラインの部分ですが、「第7項」を改正案の「第8項」に改めるものでございます。

これにつきましては、東日本大震災に対処するために定められた特別令におきまして災害援護資金の貸し付けに係る所得要件の確認の項目が第3項に加えられましたため、特別令第14条の第3項以下繰り下げられたものでございます。

現行の第7項は、東日本大震災による援護資金貸付による保証人は立てなくてもよいという旨のものを定めたものでありますが、第8項に繰り下げられましたことにより、条例で引用する条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の利根町災害弔慰金の支給等に関する条例は、平成25年1月17日から適用するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第32号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第33号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第33号 平成25年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,255万3,000円を増額するものでございます。これは今回の補正予算の歳出の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費、目5財産管理費で500万円を増額するものでございます。これにつきましても、冒頭町長からご発言がございましたが、土地利活用推進協議会から旧利根中学校第1グラウンドの活用提案がなされまして、具体的な活用案の実現に至るまでの間、暫定活用としてグラウンドを更地にして一般に開放し、有効活用を進めるためにテニスコート及びバックネット等のネットフェンスの撤去の経費を見込んだものでござ

ございます。

次に、款4衛生費、目3すこやか交流センター費で91万9,000円を増額するものでございます。これは、すこやか交流センターの2階研修室のエアコンが使用不能となったために、改修工事の経費を見込んだものでございます。

続きまして、款9教育費、目1学校管理費で509万3,000円を増額するものでございます。これは平成25年4月初旬の突風により、布川小学校屋内運動場の北側外壁がはがれ雨水による浸水等が起きていることから、外壁の補修をする経費を見込んだものでございます。

次に、項4社会教育費、目2公民館費で129万1,000円を増額するものでございます。これは用務員の賃金等でございます。利根町公民館で臨時に雇用する用務員の7月から来年3月までの経費を見込んだものでございます。

次に、次のページにまいりまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費で25万円を増額するものでございます。これは日本ウェルネススポーツ大学が管理をしております第2キャンパスの体育館、旧布川小学校の体育館になります。この体育館を大学との取り決めにより、一般に開放するための管理委託と施設使用時の電気料見合い分を計上したものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第33号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす6月4日は議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月4日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回6月5日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分散会